

災害対策基本法における地方公共団体の対応

1 市町村(長)

【責 務】

- 1 災害に関する情報の収集及び伝達(51)
- 2 災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要の報告(53)

[報告事項] : 市町村→都道府県

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度(人、家屋、田畑、道路決壊箇所等)
- (5) 災害に対してとられた措置

- 3 災害に関する予報又は警報の伝達(56) : 市町村→住民

- 4 消防機関、水防団に対する出動準備、出動命令(58)
- 5 災害の発生防御・拡大防止に必要な応急措置の実施(62①)

[応急措置の根拠法]

- ・ 消防法 ・ 水防法 ・ 水難救護法 ・ 行旅病人及行旅死亡人取扱法
- ・ 石油コンビナート等災害防止法 等

- 6 他の市町村長からの応急措置実施の応援要求に応える義務(67①)

【権 限】

- 1 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置 (23)
- 2 市町村教育委員会に対する指示 (23⑥)
- 3 地方支分部局や指定公共機関 (NTT、JR等) に対する職員派遣の要請 (29②)
- 4 通信設備の優先利用、警察・消防無線等の使用 (57)
放送事業者等に対し災害に関する放送を行うことを要求 (//)
- 5 消防機関・水防団への出動準備・出動命令、警察官・海上保安官への出動要請 (58)
- 6 災害を拡大するおそれのある設備・物件 (危険物施設等) の除去、保安その他必要な措置の指示 (59①)
- 7 避難のための立ち退きの勧告、指示 (60①)
- 8 警戒区域の設定による立入の制限・禁止・退去命令 (63①)
※ 従わなかった者に対しては十万円以下の罰金又は拘留 (116)
- 9 市町村区域内の土地、建物等の一時使用・収用 (64①)
- 10 応急措置の実施の支障となる工作物等の除去 (64②)
- 11 住民等に対する応急措置業務への従事命令 (65①)
※ 他の法律に特別の定めがあるものを除き、地域内のあらゆる災害の応急措置について、市町村内の住民又は現場にいるものに対して行使できる
※ 正当な理由がなく応じなかった者に対しては軽犯罪法第1条第8号 (拘留又は科料) の適用。
- 12 他の市町村長等に対する応援の要求 (67①)
- 13 都道府県知事等に対する応援の要求又は応急措置実施の要請 (68①)
- 14 都道府県知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求 (68の2①)
- 15 防衛庁長官に対する災害状況の通知 (68の2②)
※ → 自衛隊の自主派遣
- 16 公有財産の無償貸付け (86②)

災害対策基本法における地方公共団体の対応

II 都道府県（知事）

【責 務】

- 1 災害に関する情報の収集及び伝達（51）
- 2 災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要の報告（53）
〔報告事項〕：都道府県→消防庁
 - (1) 災害の原因
 - (2) 災害が発生した日時
 - (3) 災害が発生した場所又は地域
 - (4) 被害の程度（人、家屋、田畑、道路決壊箇所等）
 - (5) 災害に対してとられた措置
- 3 災害に関する予報又は警報の通知（55）：都道府県→市町村
- 4 市町村長からの応急措置実施の応援要求又は実施要請を受ける義務（68②）
- 5 災害の発生防御・拡大防止に必要な応急措置の実施（70①）
〔応急措置の例〕
 - (1) 災害救助法に基づく救助（収容施設の供与、医療、食品・被服等の供与、生業に必要な資金の給与・貸与、埋葬等）
 - (2) 河川法に基づく洪水時等における緊急措置（土地や車両等の一時使用、従事命令等）
 - (3) 道路法・土地改良法に基づく災害時における土地や車両等の一時使用
 - (4) 伝染病予防法に基づく防疫措置
 - (5) 自衛隊法に基づく災害出動要請
- 6 市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるための調整（70①）
関係機関（各省庁等）に対して、応急措置の実施の要請（70③）
- 7 市町村が事務を行うことができなくなったときの応急措置の代行（73①）
〔応急措置の代行の例〕
 - (1) 警戒区域の設定による立入の制限・禁止・退去命令
 - (2) 人的・物的応急公用負担
- 8 他の都道府県知事からの応急措置実施の応援要求に応える義務（74①）

【権 限】

- 1 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置 (23)
 - 2 都道府県警察及び都道府県教育委員会に対する指示 (23⑥)
 - 3 国、地方支分部局や指定公共機関 (NTT、JR等) に対する職員派遣の要請 (29①)
 - 4 国に対する国や地方支分部局等の職員派遣のあっせんの要求 (30①)
 - 5 通信設備の優先利用、警察・消防無線等の使用 (57)
放送事業者等に対し災害に関する放送を行うことを要求 (//)
 - 6 国や地方支分部局等に対する応急措置の実施の要請 (70③)
 - 7 従事命令、協力命令、保管命令 (71)
※ 従わなかった者に対しては六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金 (113)
- (1) 命令の内容
- ①災害を受けた児童及び生徒の応急の教育
 - ②施設及び設備の復旧
 - ③清掃、防疫その他の保健衛生
 - ④犯罪の予防、交通の規制等災害地における社会秩序の維持
 - ⑤緊急輸送の確保
 - ⑥災害の発生への防御又は拡大の防止 (警報の伝達、避難勧告指示、消防、水防、救難、救助に関する事項を除く)
- (2) 対象者
- 医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、助産婦、看護婦、土木・建築技術者、大工、土木・建築業者、地方鉄道事業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送事業者、湾湾運送業者等
- 8 市町村長に対する応急措置の実施について必要な指示 (72①)
 - 9 市町村長に対する他の市町村長を応援すべきことの指示 (72①)
 - 10 他の都道府県知事等に対する応援の要求 (74①)
 - 11 自衛隊に対する災害派遣要請 (自衛隊法83①)
 - 12 公有財産の無償貸付け (86②)

消防組織法・災害対策基本法等における主な都道府県の役割・機能

消防組織法

(昭和22年法律第226号)

第24条の2 都道府県知事は、地震、颱風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、前条第2項の規定による協定の実施その他災害防禦の措置に関し、必要な指示をすることができる。この場合における指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

災害対策基本法

(昭和36年法律第223号)

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第14条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 三 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 四 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(都道府県防災会議の組織)

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。

3～5 略

(災害対策本部)

第23条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置する

ことができる。

2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。

3～5 略

6 都道府県の災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村の災害対策本部長は当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 略

(情報の収集及び伝達)

第51条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下第58条において「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

(被害状況等の報告)

第53条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。

6 略

(都道府県知事の通知等)

第55条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。

(通信設備の優先利用等)

第57条 前2条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号の2に規定する放送事業者（同条第3号の4に規定する受託放送事業者（以下「受託放送事業者」という。）を除く。）に放送を行うこと（同条第3号の5に規定する委託放送事業者にあつては、受託放送事業者に委託して放送を行わせること）を求めることができる。

(災害派遣の要請の要求等)

第68条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。

2～3 略

(都道府県の応急措置)

第70条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。

2 都道府県の委員会又は委員は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施しなければならない。

3 第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。

(都道府県知事の従事命令等)

第71条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第24条から第27条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

(都道府県知事の指示)

第72条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による都道府県知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

3 略

(都道府県知事による応急措置の代行)

第73条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第63条第1項、第64条第1項及び第2項並びに第65条第1項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第1項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第74条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 略

自衛隊法

(昭和29年法律第165号)

(災害派遣)

第83条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認めるときは、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。

2~4 略

災害対策基本法における国の対応

Ⅲ 国

【責 務】

- 1 都道府県及び市町村からの要請に基づく職員の派遣義務（31）
- 2 災害応急対策の実施（50②）
- 3 災害に関する情報の収集及び伝達（51）

【権 限】

- 1 非常災害対策本部及び現地災害対策本部の設置（24①、25⑥）
- 2 非常災害対策本部長の地方公共団体の長等に対する指示（28②）
- 3 緊急災害対策本部及び現地災害対策本部の設置（28の2①、28の3⑧）
- 4 緊急災害対策本部長の地方公共団体の長等に対する指示（28の6②）
- 5 国有財産の無償貸付け（86①）

（参 考）

消防庁の対応（主なもの、消防庁防災業務計画より）

- ・ 消防庁災害対策本部の設置
- ・ 先遣チームの派遣、現地連絡調整本部、現地災害対策本部の設置
- ・ 職員の消防庁への緊急参集
- ・ 官邸への緊急参集、政府対策本部への職員派遣
- ・ 都道府県及び市町村からの災害情報の収集及び官邸への報告
- ・ 広域応援（緊急消防援助隊、広域航空消防応援を含む）の実施
- ・ 自衛隊との連携

防衛庁（自衛隊法83条）

- ・ 都道府県知事等の要請に基づく派遣（83②前段）
 - ・ 都道府県知事等の要請を待ついとまがないと認める場合の派遣（83②後段）

災害対策基本法の改正概要の一覧

【政府の災害対策本部関係等】

改正項目	改正後	改正前
非常災害対策本部	第24条 ○内閣総理大臣が設置する際に閣議は不要	○内閣総理大臣が閣議にかけて設置
緊急災害対策本部	第28条の2、28条の3 ○災害緊急事態の布告がなくとも、著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は設置可能 ○本部員は全閣僚など ○本部長は、指定行政機関の長に対しても指示できる	○災害緊急事態の布告がなされた場合に設置 ○本部員は、局長級の各省庁の職員 ○本部長は、指定地方行政機関の長等に対してのみ指示することができる
現地対策本部	第25条、第28条の3 ○非常災害現地対策本部及び緊急災害現地対策本部を法定化	○實際上設置されていたが、法に基づくものではなかった
緊急政令	第109条の2 ○災害緊急事態布告時は、海外からの支援受入れに関して緊急政令制定可能	規定なし

【交通規制関係】

改正項目	改正後	改正前
都道府県公安委員会による交通規制	第76条(災害時における交通の規制等) ○交通規制権限を当該都道府県公安委員会・隣接公安委員会のみならず、近接公安委員会にも付与 ○規制対象として道路の区間に加え、区域についても指定可能とした ○優先通行可能な車両を「緊急輸送車両」から「緊急通行車両」へと拡大 ○交通規制の円滑な実施のため、規制を行った都道府県公安委員会は、区域内の者に対して、必要な事項の周知措置の実施	第76条(災害時における交通の禁止及び制限) ○交通規制権限は当該都道府県公安委員会・隣接公安委員会 ○規制対象は道路の区間 ○優先通行可能な車両は「緊急輸送車両」

(注) 阪神・淡路大震災後、近畿管区警察局及び2府4県警察本部の「大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定(平成7年8月23日)」第4条で、緊急交通路の事前指定制度が創設された。

<p>運転者の取るべき措置</p>	<p>第76条の2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区間に係る通行禁止が行われた場合には、運転者は車両を道路の区間以外の場所へ移動しなければならない ○区域に係る通行禁止が行われた場合には、運転者は車両を道路外の場所へ移動しなければならない ○通行禁止区域等にある車両の運転者は、警察官から指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動・駐車しなければならない 	<p>規定なし</p>
<p>警察官による措置</p>	<p>第76条の3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察官は、通行禁止区域等において、車両等が通行の妨害となる場合には、占有者等に対して移動等の措置をとることを命ずることができる ○命ぜられた者が措置をとらない場合や相手が現場にいない場合には、警察官は自ら措置をとることができる ○警察官不在の場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員が警察官の当該権限を行使できる 	<p>規定なし</p>

【地方公共団体関係】

改正項目	改正後	改正前
<p>地方公共団体の相互の協力</p>	<p>第5条の2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体は責務を十分に果たすため相互に協力するように努めなければならない 	<p>規定なし</p>
<p>被害状況の報告</p>	<p>第53条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県に報告できない場合、市町村は内閣総理大臣に災害状況等を報告 ○非常災害の場合、市町村、都道府県等は非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いる 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村は災害状況等を都道府県に報告 ○規定なし
<p>現地対策本部</p>	<p>第23条第5項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県及び市町村現地災害対策本部を法定化 	<ul style="list-style-type: none"> ○實際上設置された例はあるが、法に基づくものではなかった。

都道府県知事による事務の代行	第60条 ○都道府県知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、避難勧告・避難指示を代行しなければならない	○規定なし
災害派遣の要請要求	第68条の2 ○被災地の市町村長が都道府県知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう要求できる ○上記要求ができない場合には、市町村長が防衛庁長官等に対し、直接被害状況を報告できる	○都道府県知事が防衛庁に対し、災害派遣の要請を行うことができるのみで、市町村長の災害派遣に関する規定はなかった。
施策における防災上の配慮	第8条 ○地方公共団体の相互応援に関する協定の締結	○規定なし

【その他】

災害派遣された自衛官への権限付与	第63条、64条 ○市町村長等が現場にいなときなど、派遣された自衛官が、警戒区域の設定や応急公用負担を実施することができる	○警察官や海上保安官に関する規定はあったが、自衛官にはなかった。
施策における防災上の配慮	第8条 ○自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備 ○高齢者、障害者等に配慮を要する者への防災上必要な措置の実施 ○海外からの防災に関する支援の受け入れ	○規定なし ○規定なし ○規定なし
罰則の強化	第113条～116条 ○罰金の額を6倍～10倍に引き上げ (例) 保管命令違反 6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金	保管命令違反 6ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
住民の責務	第7条第2項 ○住民の責務の例示として、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するよう努めることと明記	○住民は防災に寄与するよう努めなければならないとされていたが、例示はされていなかった。